

令和5年 第12回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和5年11月13日(月)												
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室												
開議	午前11時00分～午前11時24分												
応招委員	<table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:50%; border:none;">1番 檜山 幸子</td> <td style="width:50%; border:none;">7番 田淵 智之</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">2番 山中 幸子</td> <td style="border:none;">8番 北山 政士</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">3番 難波 基訓</td> <td style="border:none;">9番 近藤 克己</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">4番 柳井 正信</td> <td style="border:none;">10番 川口 肇司</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">5番 正影 博一</td> <td style="border:none;">11番 竹下 桂輔</td> </tr> <tr> <td style="border:none;">6番 河中 司</td> <td></td> </tr> </table>	1番 檜山 幸子	7番 田淵 智之	2番 山中 幸子	8番 北山 政士	3番 難波 基訓	9番 近藤 克己	4番 柳井 正信	10番 川口 肇司	5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔	6番 河中 司	
1番 檜山 幸子	7番 田淵 智之												
2番 山中 幸子	8番 北山 政士												
3番 難波 基訓	9番 近藤 克己												
4番 柳井 正信	10番 川口 肇司												
5番 正影 博一	11番 竹下 桂輔												
6番 河中 司													
不応招委員													
出席委員数	11名												
欠席委員数	0名												
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 角田 貴之 (産業観光課 特命参事) 課長補佐 片田 篤志 (産業観光課 課長補佐) 主任 山崎 裕司 (産業観光課 主任)												

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第17号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第52号 非農地証明願について
日程第6	議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第8	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
会長 川口	<p>ただいまの出席委員は、11名のうち11名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより令和5年第12回鏡野町農業委員会を開催します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、9番 近藤 克己 委員、11番 竹下 桂輔 委員を指名します。</p> <p>日程第2 会期決定の件を議題にします。</p> <p>おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思っております、これにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>「はい。」</p>
会長 川口	<p>異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。</p> <p>日程第3 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の51番から56番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>令和5年第12回農業委員会議案2ページをお開きください。</p> <p>報告第17号 農地法18条第6項の規定による解約について。</p> <p>番号51、所在は、●●、田、1, 289㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号52、●●、田、1, 289㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号53、●●、田、3, 069㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号54、所在は、●●、田、1, 270㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号55、所在は、●●、田、3, 184㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>番号56、●●、田、694㎡。</p> <p>貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。</p> <p>以上、6件です。</p>
会長 川口	<p>続きまして、日程第4 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について、この議案の70番から73番までの案件を議題とします。</p>

<p>事務局長 角田</p>	<p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p> <p>議案4ページをお開きください。</p> <p>議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>番号70、所在は、●●、田、1, 289㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。</p> <p>取得後の耕作面積、11, 765㎡、通作距離、85km、農機具、トラクター1台。</p> <p>番号71、●●、田、3, 069㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。</p> <p>取得後の耕作面積、6, 758㎡、通作距離、10km、農機具、乗用モーター。</p> <p>番号72、●●、田、他計2筆、1, 384㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。</p> <p>取得後の耕作面積、13, 568㎡、通作距離、20km、農機具、トラクター1台、コンバイン1台、田植え機1台。</p> <p>番号73、●●、他計6筆、7, 354㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●、増反によるものです。</p> <p>取得後の耕作面積、17, 076㎡、通作距離、6km、農機具、リーストラクター1台、リース田植え機1台、リースコンバイン1台。</p> <p>以上、4件です。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これは、通作距離の時間やこうは、前に決めたことがあるんじゃないけど、これにはオーバーしとんじゃないか。</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>基準は、県内ではなかったでしょうか。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>今、〇〇県いうたろ。</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>〇〇県は渡す方。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>通作距離は、85km。</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>受人は、倉敷の方。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>県内ということは決めたん。</p>
<p>主任 山崎</p>	<p>引き続きで伺ってます。</p>

会長 川口	以前に、基準を決めたと思うけど、時間と距離というのがなかったかな。
北山委員	あったように思うけど。
会長 川口	県内じゃったら全部ええじゃなしに、時間と距離を決めたはずで。
近藤委員	この85kmというのはありかなという話。
会長 川口	それではいけんいうことになったんじゃ、前に。
主任 山崎	はい、ではどうしましょうかね。
会長 川口	前に決めた数字があればそれで、そのまま引き続くんか、これで基準を変えるんか。それでも協議がいろいろ。
主任 山崎	そうですね。
会長 川口	今どうのこうの、その確認とってもらえるじゃろうか。
主任 山崎	はい、分かりました。
	見送りということで、今回。
会長 川口	見送りいうより、確認。
事務局長 角田	またちょっとそれは、前のやつで。
会長 川口	70番ですかね。
●●	70番です、番号。
会長 川口	70番を抜いた本件について、追加説明を許します。 (発言なし) 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑無しと認めます。

<p>委員</p>	<p>おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>「はい。」</p>
<p>会長 川口</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案51号 農地法第3条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。</p> <p>日程第5 議案第52号 非農地証明願について、この議案の41番から44番の案件を議題にします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
<p>事務局長 角田</p>	<p>議案5ページをお開きください。</p> <p>議案第52号 非農地証明願について。</p> <p>番号41、所在は、●●、田、130㎡、判定地目、宅地、利用状況、30年前から倉庫及び駐車場として利用しており、農地として利用できないため。</p> <p>申請人、●●。</p> <p>番号42、●●、田、他計4筆、10,077㎡、判定地目、山林原野、利用状況、20年以上前から耕作しておらず、農地として利用できない。</p> <p>申請人、●●。</p> <p>番号43、●●、畑、他計5筆、1,605㎡、判定地目、山林原野、50年以上前から耕作しておらず、農地として利用できない。</p> <p>申請人、●●。</p> <p>番号44、所在は、●●、田、他計3筆、判定地目、山林原野、利用状況は、30年以上前から耕作しておらず、農地として利用できない。</p> <p>申請人、●●。</p> <p>以上、4件です。</p> <p>去る11月7日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。</p> <p>その結果、いずれの議案も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。</p>
<p>会長 川口</p>	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p> <p>追加説明なしと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>

委員	「はい。」
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第52号 非農地証明願については承認することに決定しました。</p> <p>日程第6 議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について、この議案の25番から27番までの案件を議題とします。</p> <p>事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。</p>
事務局長 角田	<p>議案7ページをお開きください。</p> <p>議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p> <p>番号25、所在は、●●、田、3, 022㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●。</p> <p>転用用途は一時転用、転用目的は地質調査、ボーリング調査5か所、転用事由、鏡野町国民健康保険病院は新設移転後30年以上が経過し、老朽化の進行、自然災害による水害等さらには感染症の拡大時に備える整備が必要となっている、このため現病院から東に300mの位置へ、病床数70床の新病院を建築するための地質調査を行う必要がある、自己資金、2,141万円。</p> <p>番号26、所在は、●●、田、3, 004㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●。</p> <p>転用用途、事由等は先ほどの25番と同内容となっております。</p> <p>番号27、所在は、●●、田、2, 022㎡。</p> <p>譲渡人、●●、譲受人、●●。</p> <p>転用用途、事由等は先ほどの番号25と同内容となっております。</p> <p>以上、3件です。</p>
会長 川口	<p>これをもって、提案理由の説明を終わります。</p> <p>本件は農地区会委員より現地確認をお願いしておりますので、ご報告をお願いします。</p> <p>農地区会長 9番 近藤委員。</p>
近藤 委員	<p>報告いたします、農地区会の方で先ほど、現地確認をいたしました。</p> <p>ご存じの通り、公共性ということで、特段問題なしということで報告をさせていただきます。</p>
会長 川口	<p>本件について、追加説明を許します。</p> <p>(発言なし)</p>

柳井会長代理	追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。
会長 川口	ここへ合計、12,289㎡って書いてあろう、今回の案件でいえば8千ちよつと。
事務局長 角田	そねいな書き方になつとんか。 一万いうのは今の駐車場入れた部分で、全部の方、じゃろう。
事務局長 角田	今回の転用に関しては、左側の部分の3筆のみと、はい、失礼しました。
事務局長 角田	合計面積、8,048㎡になります、失礼いたしました。
会長 川口	訂正ということで。
事務局長 角田	お願いします。
会長 川口	他にありませんか。 質疑無しと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請についての件は、承認することに決定しました。 日程第7 議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から提案理由の説明を求めます、事務局長。
事務局長 角田	議案8ページをお開きください。 議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、30筆、51,379㎡、再設定、11筆、12,424㎡、計41筆、63,803㎡。 権利種別、所有権移転、有償によるもの、10筆、14,634㎡、以上です。

会長 川口	<p>これをもって提案理由の説明を終わります。</p> <p>これより質疑を行います、質疑はありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>質疑無しと認めます。</p> <p>おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。</p>
委員	「はい。」
会長 川口	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって議案第54号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について、承認することに決定しました。</p> <p>日程第8 その他について、その他協議事項はありませんか。</p> <p>難波さんありませんか。</p>
難波 委員	はい、年末が近づいた。
会長 川口	今12月日程を決めとかにゃ、来月はいつになるん。
課長補佐 片田	来月が12月10日が日曜日になりますので、通常で行くと次の日になるので、11日の月曜日。もしくは、8日の金曜日。
近藤委員	出来りゃ、8は。
会長 川口	8が悪い、わしもおらん、8日はおらん。
課長補佐 片田	ああそうですか、それなら通常で行けば11になるんですけど、月曜日、どんなでしょうか。8日は皆さん都合がある。
主任 山崎	8日は議会があるので、ここが空いとるのは。7日になると思います、
会長 川口	どこでもええがん。
主任 山崎	場所ですか、11は多分ここは空いてます。
会長 川口	11日がいけんのんなら。
委員	11日なら大丈夫です。



主任 山崎	日程の話です、11日でお願いできたらと思います。
会長 川口	その時間をどないにするかです。 するかせんかによって、通常通りの時間にするか、夕方にするか。 それなら、忘年会はするということじゃな。
委員	ならやりましょ。
会長 川口	どうでしょうか、皆さん、そういう予定で。
主任 山崎	じゃあ、4時。
会長 川口	4時半。 で、本会議を始める、4時半から。 何かがありやその前に始める。
柳井委員	雪が降ったらよう出んで。
会長 川口	他にはありませんか。 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。 会議を閉会します、これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長 川口	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和5年第12回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。(散会)